

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第64号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 （略）</p> <p><u>（麻薬小売業者間譲渡許可申請の添付書類）</u></p> <p>第3条の2 <u>省令第9条の2第1項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可を受けようとする者が共同して提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 各麻薬業務所の分布状況を表示した地図</u></p> <p><u>(2) 各麻薬業務所間の距離及びその移動に要する時間を記載した一覧表</u></p> <p><u>(3) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p><u>（麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届の添付書類）</u></p> <p>第3条の3 <u>省令第9条の2第7項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者がそれ以外の麻薬小売業者と共同して提出する届出書には、前条各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付）</u></p> <p>第3条の4 <u>省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第3号様式の2によるものとする。この場合において、当該申請が麻薬小売業者間譲渡許可書の毀損に係るものであるときは、当該毀損した麻薬小売業者間譲渡許可書を添付しなければならない。</u></p> <p>第3条の5 （略）</p> <p><u>（書類の提出）</u></p> <p>第27条 <u>法、政令、省令、条例又はこの規則（以下「法令等」という。）の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。）は、正副2通とし、所轄保健所長を経由</u></p>	<p>第3条 （略）</p> <p><u>（麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付）</u></p> <p>第3条の2 <u>省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第3号様式の2によるものとする。</u></p> <p>第3条の3 （略）</p> <p><u>（書類の提出）</u></p> <p>第27条 <u>法、政令、省令、条例又はこの規則（以下「法令等」という。）の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。</u></p>

<p>して提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3号様式の2 (第3条の4関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 (略)</p> <p>第3号様式の3 (第3条の5関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3号様式の2 (第3条の2関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 (略)</p> <p>第3号様式の3 (第3条の3関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。